年金分割制度について…「合意分割」と「３号分割」の二つの制度があります。

「合意分割」（離婚時の年金分割制度・平成19年４月施行）

「合意分割」は，平成19年４月１日以後に離婚をした場合において，当事者間の合意や裁判手続により分割割合を定めたときに，当事者の一方からの年金分割の請求によって，婚姻期間中(※1)に納めた保険料の額に対応する厚生年金を当事者間で分割することができる制度です(※2)。

※１　事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが，その場合，分割の対象になるのは，当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第３号被保険者と認定されていた期間（第３号被保険者期間）に限られます。

※２　具体的には，婚姻期間中の保険料納付記録等（年金額の算定の基礎となるもの）を分割し，離婚をした当事者は，それぞれ分割後の記録に基づいて年金額が算定されることとなります（受給資格要件を満たしていることが前提です。）。

「３号分割」（離婚時の第３号被保険者期間の年金分割制度・平成20年４月施行）

「３号分割」は，平成20年４月１日以降の第３号被保険者期間（特定期間）について，離婚をした場合に，第３号被保険者であった方からの年金分割の請求によって，第２号被保険者の厚生年金を２分の１に分割(※3)することができる制度です。

※３　分割の具体的内容や効果については，「合意分割」と同様です（※２参照）。

【年金分割制度・イメージ図　（夫婦ＡＢのケース）】

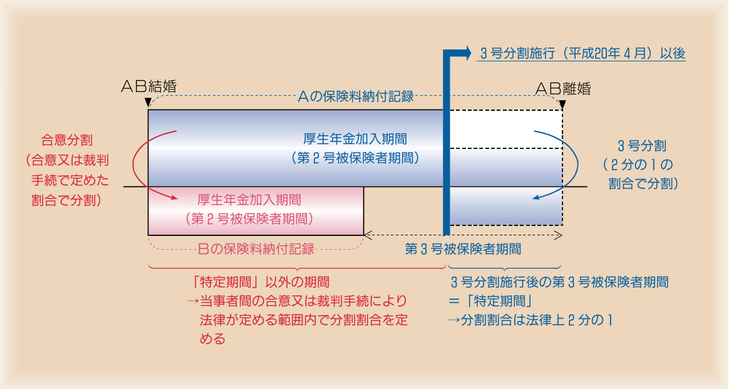

年金分割制度と家庭裁判所の手続について…裁判手続の対象となるのは，「合意分割」の制度のみです。

平成19年４月から始まった「合意分割」の制度は，原則として当事者間の協議に基づく合意により分割割合を定めることになりますが，合意ができないときには，当事者の一方の申立てにより，家庭裁判所における手続（審判又は調停）において分割割合を定めることになります。

これに対し，平成20年４月から始まった「３号分割」の制度は，第３号被保険者であった方からの年金分割の請求手続のみによって，平成20年４月１日以降の保険料納付記録が自動的に２分の１の割合で分割されるものであり，当事者間の合意や裁判手続を必要としません。

「合意分割」の基本的な手続の流れ…裁判手続は，当事者間で合意ができないときに利用します。

年金分割の制度を利用するに当たり，当事者の一方又は双方から，離婚前又は離婚後に最寄りの年金事務所，各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割のために必要な情報（定めることができる分割割合の範囲等）の提供を請求することができます。

年金分割のために必要な情報は，「年金分割のための情報通知書」という文書により通知されます。

詳細は，後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各窓口にお問い合わせください。

当事者間で分割割合等について合意した場合には，年金分割を請求すること及び合意した分割割合を証明する書類を作成して当事者双方が年金事務所，各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割の請求手続（➔Q4 参照）を行うことになります。

その他，公証役場で公正証書を作成するか，又は合意書に公証人の認証を受けることによって合意した分割割合等を明らかにすることができる場合には，当事者の一方により年金事務所，各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割の請求手続を行うことができます。

詳細は，後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各窓口にお問い合わせください。

当事者間の離婚(※)

当事者からの情報提供請求と「年金分割のための情報通知書」による通知（年金分割のための情報提供の手続）

年金事務所等における手続

当事者間で話し合い

分割割合について合意したとき

年金分割を請求すること及び合意した分割割合を証明する書類の作成
（書式は年金事務所等に備え付けられています。）

年金事務所等における手続

合意できないとき

家庭裁判所への申立て（審判・調停）

分割割合を定める審判の確定又は調停の成立

➔必要書類等については Q1 へ
➔申し立てる家庭裁判所については Q2 へ
➔家庭裁判所に申し立てる時期については Q3 へ

家庭裁判所における手続

当事者からの年金分割の請求と厚生労働大臣等による年金分割の処分（年金分割の請求手続）

➔年金分割の請求手続については Q4 へ
➔請求期限については Q5 へ
➔必要書類等については Q6 へ

年金事務所等における手続

※　離婚時の年金分割制度は，離婚の前に利用することはできませんが，離婚調停における付随事項や離婚の訴え（人事訴訟）における附帯処分として，これらの裁判手続の中で分割割合を定めることは可能です。
人事訴訟の手続については，リーフレット「ご存じですか？　人事訴訟」もご覧ください。